

2025 年度

聽講生募集要項

成安造形大学

●目的

聴講生制度とは、大学の社会的開放及び生涯学習推進の観点から、本学において単位修得を目的とはしないが、特定の授業科目を勉強しようとする人々に、本学が開講する1又は複数の授業科目を聴講できる制度です。

本学では、正規の学生の授業に支障がない範囲で聴講生として履修することができます。

●出願資格

聴講生の出願資格は特に設けていません。ただし、本学の学籍を有しない者とします。

なお外国人の方は、上記の出願資格のほか、次の(ア)(イ)両方に該当する者

(ア) 出願時において履修期間を通じて有効な在留資格を有する者

(イ) 出願時または選考時に、公益財団法人日本国際教育支援協会および独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験(JLPT)のN3以上の日本語運用能力を有すると認められる者

※本学の聴講生として身分が許可されても、在留手続(期間更新・資格変更)の申請をすることはできません。

●聴講を受け入れる学部・学科及び人員

聴講生として受け入れる学部・学科及び募集人員は下記の通りとする。

学部・学科	募集人員
芸術学部 芸術学科	若干名

●聴講可能科目及び単位数

1. 聴講生が聴講できる科目の詳細は、事前に教学課にお問い合わせください
2. 聴講を許可する科目について、当該年度に履修できる単位数の上限は20単位です。

●出願書類

下記書類に選考料を添えて出願してください。

1. 聴講願(本学所定用紙・写真添付)
2. その他本学が必要と認める書類

※外国人の方は、住民票の写しまたは在留資格・在留期間を確認できる書類

※写真は、上半身・正面・無帽・背景無地・縦4cm×横3cm・3カ月以内に撮影したもの

※一旦聴講を許可された授業科目は変更できませんので、出願時に授業科目内容を十分確認してください。

※聴講を終了した者が後期に再び聴講生として志願する場合は、改めて上記の手続が必要となります。

●出願手続

1. 出願期間

前期・通年 : 2025年 2月 5日(水) から 2月 14日(金)

後期 : 2025年 8月 19日(火) から 8月 22日(金)

2. 出願方法

出願書類一式及び選考料を直接本人が教学課窓口へ持参し出願してください。

窓口受付時間 10:00~16:00 (土・日・祝日を除く)

3. 出願先

〒520-0248

滋賀県大津市仰木の里東 4-3-1

成安造形大学 教学課

TEL077-574-2113

●選考料

10,000円

※出願時に現金で納入してください。

※一旦納入された選考料は、理由の如何を問わず返還しません。

●選考

書類審査及び必要に応じて面接を実施し、受入の可否を決定します。

●選考結果通知

本人宛に許可通知又は不許可通知を送付します。

●聴講料

聴講の許可を受けた者は、指定の期日までに下記の聴講料を納付してください。

聴講料(履修科目1単位につき)	10,000円
-----------------	---------

※指定の期日までに所定の手続を行わなかった場合は、聴講生としての入学を辞退したものと
として取り扱います。

※一旦納入した聴講料は、理由の如何を問わず返還しません。

※聴講する科目により別途諸費用が必要になることがあります。

●保険加入について

聴講生は、学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」正課中・通学中の事故等）1年間（保険料 1000 円）及び、学研災付帯賠償責任保険Aコース（略称「学研賠」正課中・通学中に、他人にケガを負わせた、財物を損壊した等）1年間（保険料 340 円）への加入が必要です。受入許可後に、教学課で別途支払い手続きを行ってください。

●注意事項

1. 聴講生には聴講した科目の単位認定は行いません。
2. 聴講生として許可された方には、「聴講生証」を交付します。
3. 聴講生は、通学定期券、旅客運賃割引証（学割）の適用は受けられません。
4. 聴講生は、許可を受けた授業科目以外は受講することができません。
5. 聴講生は、本学の諸規則を遵守しなければなりません。
6. 聴講生が本学の諸規則に反する行為又は聴講生として相応しくない行為を行った場合は、その身分を取り消し、聴講を中止します。
7. 聴講生は、本学の図書館及び食堂を利用することができます。